

賃貸取引に係る重要事項説明書等
(宅地建物取引業法第 35 条、第 37 条に規定する書面) の
電磁的方法による交付に関する同意書

掲題の取引に関し、宅地建物取引業法第 35 条に規定する重要事項説明について、I Tを活用した方法により実施すること及び重要事項説明書等の電磁的方法による交付により実施することを、別添の各項目について理解の上、同意いたします。



(申込者)

2026年8月6日 | 11:16 午前 JST

別添

重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る同意事項

1. 重要事項説明書等の電磁的方法による交付の実施方法について

① 重要事項説明書等の電磁的方法による交付は、説明を行う宅地建物取引士及び申込者の双方の同意の上で実施されます。従って重要事項説明書等の電磁的方法による交付に基づく重要事項説明は、説明を行う宅地建物取引士及び申込者の双方が選択した場合にのみ実施されます。

② 重要事項説明書等の電磁的方法による交付に基づく重要事項説明を開始した場合であっても、①に示す同意を双方のいずれかにおいて撤回することが可能です。この場合、改めて書面により、重要事項説明を行います。

③ ①の同意にかかわらず、重要事項説明書等の電磁的方法による交付にトラブル等が生じた場合には、重要事項説明を中止することができます。中止後の実施方法については両者で改めて協議の上、決定します。

2. 活用する電子署名サービス等について

① 重要事項説明書等の電磁的方法による交付において、電子署名等を講じるために用いるサービスについては、以下のものを使用します。

DocuSign

Google Meet or Zoom

② 上記方法について必要な機器の準備等は、予め宅地建物取引士及び申込者の同意の上、行います。

3. 個人情報保護について

① 申込者に関する個人情報については、弊社が定める個人情報保護に関する規程に則り、取得され、利用、管理いたします。

② 申込者および重要事項説明を行う宅地建物取引士の同意なくして、重要事項説明の状況の録画・録音を行うことは禁止します。

③ 重要事項説明書等の電磁的方法による交付において発生する情報には、申込者の個人情報のほか、説明する宅地建物取引士、第三者の個人情報や機微情報等を含みます。従って申込者においても、個人情報保護等の観点から、これらの情報については、宅地建物取引士の同意なくして第三者（家族等は除く）への提供や、公開は行わないこととします。またその管理は、第三者等に漏えいしないよう、適切な管理を行うこととします。

駐車場（自動車保管場所）契約書

物件コード 014800240

所在地	神奈川県平塚市西八幡3丁目5-3				
名称	クレールカーサ駐車場			駐車位置	P016
メーカー・車種	シトロエン C6	色	ゴールド	ナンバー	
契約期間	2026年8月10日 ～ 2028年8月9日 まで				

駐車料	7,000円	口振手数料（金額）	-
消費税（10％）	700円	消費税（10％）	-
駐車料合計	7,700円	口振手数料合計	-
敷金・保証金		礼金	
初回保証委託料	7,700円	※振込み費用等は乙の負担とします	

支払方法	引落
支払期限	毎月27日までに翌月分を支払うものとします。
支払先	三菱UFJ銀行 平塚駅前支店 普通 NO. 0016151 名義人：株式会社ユーミーClass

貸主 株式会社 ユーミートラスト と
借主 宗像 尚郎 とは
頭書表示の駐車場（自動車保管場所）の賃貸借に関し、次の通り契約を締結します。

第1条（使用目的）

1. 借主は、標記に記載の駐車場を自家用自動車の駐車用としてのみ使用致します。

第2条（契約期間）

1. 契約期間は標記記載のとおりとします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに本契約について別段の合意をなさなかったときは期間満了日の翌日より同一条件により更新されるものとし、以後もこの例によります。

第3条（駐車料等の増減及び負担の帰属）

1. 借主は、標記の記載に従い貸主に支払わなければなりません。但し振込手数料や引落とし手数料は借主の負担とします。
2. 月の途中における契約のときは、その月の駐車料は日割とし、月の途中における解約についても同様とします。
3. 本契約の標記の駐車料が、公租公課の増減、経済事情変動、あるいは近傍同種の駐車料に比較して不相当となった時は、貸主・借主双方協議の上これを増減する事ができるものとします。
4. 標記の土地の公租公課は、貸主の負担とします。

第4条（敷金・保証金）

1. 借主は、標記に記載がある場合のみ、その金額を敷金若しくは保証金として貸主に預託します。尚、利息は付しません。
2. 敷金・保証金はこの契約が終了した場合において、未払いの駐車料、損害金、その他借主の負担すべき金銭を控除した残額を貸主より借主へ返還します。尚、敷金・保証金および日割り賃料等の返還に際し、振込手数料は借主の負担とします。
3. 前項の場合には、貸主は敷金・保証金から差し引く債権の額の内訳を借主に明示しなければなりません。

第5条（禁止事項）

1. 借主は、駐車場内に契約者以外の自動車、その他諸物品を置いてはいけません。
2. 借主は、駐車場を第三者に使用させたり、譲渡若しくは転貸してはいけません。
3. 借主は、駐車場に定着物を設置し、または現状を改変する等の行為をしてはいけません。
4. 借主は、駐車場において有害、危険、若しくは近隣や通行人の迷惑となる行為をしてはいけません。
5. 借主は、駐車場に公道等を適法に自走することのできない車両を駐車してはいけません。

第6条（通知事項）

1. 借主が本契約期間内に契約車両の変更を行おうとする場合、事前に貸主に対してその旨を通知し、貸主の承諾を得なければなりません。

第7条（借主の賠償責任）

1. 借主、またはその関係者において、故意、過失、その他の事故等により、貸主の設備、造作、その他駐車場の他の自動車に生じさせた損害は、借主が直ちにその一切の損害を賠償する責めを負うものとします。

第8条（免責事項）

1. 貸主は、駐車場で生じた自動車の盗難、衝突および破損、汚損、人身事故、火災、天災等による事故被害に対して、その一切の責任を負わないものとします。
2. 貸主の周知しない車両が、借主の契約区画に無断駐車した場合、貸主はその責めを負わないものとします。

第9条（契約解除）

1. 貸主または借主が、契約期間中都合により本契約を解除しようとするときは、1ヶ月前までにその旨を相手方に対して予告しなければいけません。ただし、借主は予告に代え、駐車料1ヶ月分相当額を支払って、即時に解約できるものとします。
2. 借主が、敷金・保証金の有無に関わらず、駐車料を3ヶ月以上延滞したとき、又は第5条、その他本契約に違反したときは貸主は、本契約を催告せずに即時、解除する事ができるものとします。
3. 期間満了又は契約解除により本契約終了後、借主の車両が駐車場に駐車してあるときは、貸主は自ら適宜方法でこれを撤去できるものとし、借主は何ら異議申し立てをしないものとします。ただし、その措置に要した費用は、借主の負担とします。
4. 本契約が物件付随の駐車場で借主が部屋の契約も締結している場合、部屋の解約時には本契約も同時解約するものとします。

第10条（延滞損害金・支払金）

1. 借主は、本契約から生じる金銭債務（駐車料等）の支払いを遅延したときは、貸主に対し遅延した日の翌日から完済日まで日歩4銭（1万円につき1日4円/年利14.6%）の割合による延滞損害金、及び遅延した月数に応じて、1ヶ月当り3千円の督促請求手数料を支払うものとします。
2. 借主は万一未払い金がある場合、貸主が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、法務大臣の許可を受けた金銭債権の回収業者に回収委託しても、何ら異議申し立てをしないものとします。
3. 借主は、本契約から生じる金銭債務（駐車料等）の支払いを遅延した後にその支払いをした場合は、貸主は賃料より優先して充当するものとし、その後の充当額の順位については、貸主にて決定するものとします。

第11条（契約の消滅）

1. 天災、地変その他貸主の責に帰さない事由により、駐車場を通常の用に供する事が出来なくなった場合、本契約は当然に終了するものとします。また、その借主の損害等について、貸主はその責を負わないものとします。

第12条（車輛の移動）

1. 貸主は、事故及び災害発生の防止、並びに管理の必要上、借主の駐車車両を本駐車場内外の任意の場所に移動することができるものとし、この場合における借主の承諾は要さないものとします。

第13条（協議事項）

1. 貸主及び借主は、本契約書に定めのない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し解決するものとします。

第14条（その他）

1. 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正以降に発生する課税対象項目の支払税額は、変動後の税率により計算するものとします。

特約事項

保管場所使用承諾証明書（車庫証明書）発行の事務手数料は3,000円（税別）とし、借主から支払われた後、発行します。

保管場所使用承諾証明書（車庫証明書）の取得目的で本契約を締結したことが発覚した場合、貸主は借主より6ヶ月分の駐車料を徴収します。

本契約場所もしくはこれに至る経路に、他の車両などが無断・違法・迷惑駐車した場合、及び自然災害などで借主の使用が妨げられた場合、借主は貸主が対応出来ない場合もある事を承諾し、貸主に協力しこれの是正に努めることとします。

駐車場の区画移動は、駐車料金の1ヵ月分（税別）の事務手数料が必要となります。

本駐車場は物件入居者専用駐車場の為、満室状態で入居者より1台目の契約申入れがあった場合は通知後15日以内に解約するものとする。

2026年8月6日 | 11:16 午前 JST

年 月 日

貸主	住所	神奈川県藤沢市藤沢223-2	貸主代理人	住所	神奈川県藤沢市藤沢223-2
	カナ	ユーミートラスト		カナ	カブシキガイシャユーミークラス
	氏名	株式会社 ユーミートラスト		氏名	株式会社ユーミーClass
	登録番号	T4021001005701		登録番号	T1021001030875
借主	住所	神奈川県平塚市宮松町12-18-432			
	カナ	ムナカタ ヒサオ			
	氏名	宗像尚郎			
仲介業者	神奈川県藤沢市藤沢223-2		仲介業者		
	株式会社ユーミーClass				
	代表取締役 浅岡 亮二				
	免許番号 神奈川県知事（4）第27473号				
	登録番号	（神奈川）第101841号		免許番号	
		氏名	邑橋 繁		氏名



神奈川県暴力団排除条例に基づく特約条項

(禁止行為)

第1条 借主は当該契約に係る物件を自己又は第三者をして、暴力団の事務所(暴力団の活動拠点である施設又は施設の区画された部分を言う。以下、同じ。)として使用してはならない。

(無催告解除)

第2条 当該契約における貸主と借主は、神奈川県暴力団排除条例(平成23年4月1日施行)第25条で規定されている、「宅地等の譲渡等の制限」に関する条項を尊重し、その債務を果たすため、次の各号の一に該当する行為を行った場合には、貸主において、催告をすることなく当該契約を解除することができることを合意した。

- (1) 借主が、自己又は第三者をして、当該契約に係る目的物件内及び共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋、提灯等を提示したとき
- (2) 当該契約締結後、借主が自己又は第三者をして、賃貸借期間中に当該契約に係る物件を暴力団の事務所として使用したことが判明したとき
- (3) 借主が、自己又は第三者をして、当該契約に係る目的物件内及び共用部分等に反復継続して暴力団員を出入りさせたとき

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する行為を行った場合は、貸主は催告を要せず当該賃貸借契約を解除することができる。

- (1) 当該契約に係る物件の全部、又は一部を暴力団員転貸した場合
- (2) 当該物件の賃借権の全部、又は一部を暴力団員に譲渡した場合

3 借主は、貸主が前項の規定に基づき、当該契約の解除権を行使するに際し、造作物等の買取請求、保存に要した費用、および有益費の償還請求、その他一切の損害賠償請求をすることができない。

4 借主は、貸主又は媒介業者が行う、当該契約に係る物件を自己又は第三者をして、暴力団の事務所として使用しないことに関する調査に協力し、貸主又は媒介業者が、同調査に必要と判断する資料を速やかに提供しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第3条 貸主及び借主は、それぞれ相手に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- ② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者をいう)が、反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第4条 借主は本物件の使用に当たり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本物件を反社会的勢力の事務所、その他の活動の拠点に供すること
- (2) 本物件、又は本物件の周辺において、著しく粗野、若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民、又は通行人に不安を覚えさせること。
- (3) 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

(契約の解除)

第5条 貸主又は借主の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 第3条の確約に反する事実が判明したとき。
- (2) 契約締結後に自ら、又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

2 貸主は、借主が第4条(1)から(3)に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

以下、余白

暴力団排除条例による特約

(禁止行為)

第1条 借主は、当該契約に係る物件を自己又は第三者をして、暴力団の事務所(暴力団の活動拠点である施設、又は施設の区画された部分をいう。以下同じ)として使用してはならない。

(無催告解除)

- 第2条**
- 当該契約における貸主と借主は、神奈川県暴力団排除条例(平成23年4月1日施行)第25条で規定されている、「宅地等の譲渡等の制限」に関する条項を尊重し、その責務を果たす為、次の各号の一に該当する行為を行った場合には、貸主において、催告をする事なく当該契約を解除する。
 - 借主が、自己又は第三者をして、当該契約に係る目的物件内、及び共用部分等に暴力団である事を開知させる名称、看板、代紋、提灯等を掲示したとき。
 - 当該契約締結後、借主が自己又は第三者をして、賃貸借期間中に当該契約に係る物件を暴力団の事務所として使用したことが判明したとき。
 - 借主が、自己又は第三者をして、当該契約に係る目的物件内、及び共用部分等に反復継続して暴力団員を出入りさせたとき。
 - 借主は、貸主が前項の規定に基づき、当該契約の解除権を行使するに際し、造作物等の買取請求、保存に要した費用、及び有益費の償還請求、その他一切の損害賠償を請求することができない。
 - 借主は、貸主又は媒介業者が行う、当該契約に係る物件を自己又は第三者をして、暴力団の事務所として使用しないことに関する調査に協力し、貸主又は媒介業者が、同調査に必要と判断する資料を遅滞なく提供しなければならない。

要 約 書

私は貸主代理 株式会社 ユーミーClass との間で建物の賃貸借契約を予定して
いますが、本契約により賃借を予定している、所在地 神奈川県平塚市西八幡3丁目5-3
所在の クレール カーサ駐車場 P016 について、
神奈川県暴力団排除条例(平成23年4月1日施行)第25条で規定されている、「宅地等の譲渡等の制限」に関する
条項を尊重し、その責務を果たし、私又は第三者をして、暴力団の事務所として使用しないことを誓約します。

2026年8月6日 | 11:16 午前 JST
年 月 日

借主 宗像尚郎



確 認 欄

上記借主 宗像 尚郎 様に対し、本契約により賃貸借する不動産建物を
暴力団事務所として使用しないことの意志を確認しました。

2026年8月10日

貸主代理 株式会社 ユーミーClass



媒介業者 株式会社 ユーミーClass



個人情報のお取り扱いについて(同意書)

末尾記載の各社（以下、各社といいます）は、お取引に伴いお客様の個人情報を頂いております。この書面はこの度のお取引に伴い入手するお客様の個人情報の保護とお取り扱いにつきまして、個人情報保護法の規定に従いご説明するものです。当該説明内容にご同意頂ける場合には、末尾にご署名・ご捺印下さい。

1. 個人情報に対する弊社の基本姿勢

各社は個人情報保護に関する法令と社会秩序を尊重・遵守し、役員はじめ全ての従業員が、取り扱う個人情報の重要性を認識すると共に、適正な取り扱いと保護に努めます。

2. 弊社が保有する個人情報

各社は賃貸物件の賃借希望者様、賃借人様、賃貸物件の利用者様、入居者のご家族様、同居人様、連帯保証人の方、緊急連絡先の方（以下総称して『お客様』といいます）の個人情報を有しています。
お客様の個人情報は、各社のデータベースシステムに登録されます。
（お預かりした個人情報が不正確、不完全な場合、各社から適切なサービスをご提供できない場合がございます）

3. お客様の個人情報の利用目的

建築・土木の設計・監理・施工事業、不動産取引事業（仲介・代理事業、賃貸・売買・管理事業、駐車場事業を含む）、経営指導・相談研修事業（以上に付帯する事業を含む）に関する営業、広報、コンサルティング、情報提供（当グループ・関連会社・受委託先への提供を含む）、受発注、受委託、施工その他の履行、請求・決済、市場・商品の調査・研究、以上に付帯するサービスの提供。
高齢者福祉・介護事業（経営指導・相談・研修事業等を含む）に関する（以上に付帯する事業を含む）営業、広報、コンサルティング、情報提供（当グループ・関連会社・受委託先並びに施設利用者のご家族等へのご連絡・心身の状況説明等の提供含む）、受発注、受委託介護保険事務に必要な範囲で行う関係機関等への届出、資料の提出、照会への回答等その他の履行、請求・決済、市場・商品の調査・研究、以上に付帯するサービスの提供。
損害保険代理事業、及び生命保険代理店事業に関する契約の勧誘、募集、締結等、当グループの求人業務。

4. お客様の個人情報の第三者への提供

- (1) お客様の個人情報は、お客様との契約目的を正確かつスムーズに達成するために以下の者に対して提供されます。
- ① お客様から委託を受けた事項についての契約の相手方となるもの、その見込み者
 - ② 不動産仲介業者
 - ③ 管理上必要と思われる業務の委託先企業
 - ④ 保険会社、保険代理店、金融機関等、関連サービスを行なう企業
 - ⑤ 入居希望者様の信用照会のための信用情報機関（必要な場合）
 - ⑥ 広告の掲載業者、団体、指定流通機構
- (2) 第三者への提供にあたっては、機密保持のために必要な契約等の措置を講じます。
- (3) 第三者への個人情報の提供は停止請求ができますが、契約履行上、管理上の支障が生じることがあります。

5. 個人情報の提供

個人情報は、第3項記載の目的以外に利用せず、前項記載の第三者以外の第三者に提供しません。前述の目的以外でお客様の個人情報を提供する場合には、必ずご本人に事前に通知し同意を頂いた上で行います。但し以下の場合におきましては、関係法令に反しない範囲でお客様の同意なく、お客様の個人情報を開示することがあります。

- ① お客様が第三者に対して不利益を及ぼすと判断した場合
- ② 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様ご本人の承諾を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関、若しくは地方公共団体、又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する事に対して協力する必要がある場合お客様ご本人の同意を得ることにより、その事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- ④ 裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センター、又はこれらに準じた権限を有する機関から、個人情報についての開示を求められた場合
- ⑤ お客様（ご本人）から明示的に第三者への開示、又は提供を求められた場合
- ⑥ 法令により開示、又は提供が許容されている場合

6. お客様の個人情報の保護対策

各社の従業員に対して個人情報保護のための教育を行い、お客様の個人情報を厳重に管理いたします。
各社が保有するデータベースシステムについては、必要なセキュリティ対策を講じます。

7. お客様の個人情報処理の外部委託

各社が保有する個人情報の保護について外部委託するときは、必要な契約を締結し、適切な管理・監督を行ないます。

8. お客様からの開示請求、苦情、訂正、利用停止などの申し立て（開示請求など）

各社、末尾に記載の通りとなります。

【同意についてのご署名】

2026年8月6日 | 11:16 午前 JST
年 月 日

氏名 宗像尚郎



【お客様の個人情報を有するグループ各社と取扱責任者】

以下のグループ各社が、お客様の個人情報を有しております。
お客様からの開示請求等のお問い合わせ先は、下記の通りとなります。

株式会社 ユーミーClass 神奈川県藤沢市藤沢223-2	個人情報の取扱責任者：浅岡 亮二	ご相談窓口 TEL：0466-86-7741
株式会社 ユーミーネット 神奈川県藤沢市藤沢223-2	個人情報の取扱責任者：木村 光貴	ご相談窓口 TEL：0466-29-0606
株式会社 ユーミーネット湘南 神奈川県藤沢市藤沢556	個人情報の取扱責任者：関根 圭太	ご相談窓口 TEL：0466-22-2244
株式会社 ユーミーネット西湘 神奈川県平塚市河内370	個人情報の取扱責任者：鈴木 拓真	ご相談窓口 TEL：0463-36-3500
株式会社 大好き湘南不動産 神奈川県茅ヶ崎市新栄町8-2	個人情報の取扱責任者：藤吉 真史	ご相談窓口 TEL：0467-59-2011
株式会社 ユーミーらいふ不動産 神奈川県茅ヶ崎市幸町21-34	個人情報の取扱責任者：森住 秀樹	ご相談窓口 TEL：0467-55-4002
株式会社 ユーミー総合サービス 神奈川県平塚市四之宮2-12-54	個人情報の取扱責任者：佐々木 孝広	ご相談窓口 TEL：0463-86-8602

株式会社ユーミーClassのプライバシーポリシー

当社を含むユーミーらいつグループ（以下、「当グループ」という。）は、個人情報を取り扱う際に、個人情報保護法をはじめ個人情報保護に関する関係諸法令等に定められた義務、及び、本保護方針を厳正に遵守することを誓約します。
ここに個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

当グループは、利用目的を特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合、および法令により例外とされる場合を除き、利用目的の範囲内でのみ、個人情報を取り扱います。
ここにご本人とは、その個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

当グループは、個人情報を取得する際には適正な手段で取得するものとし、法令により例外とされる場合を除き、利用目的をあらかじめ公表し、又、取得後速やかにご本人に通知、又は公表します。
但し、ご本人から書面（電磁的記録を含みます。）で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。

当グループは、取り扱う個人データを、利用目的の達成に必要な範囲内で正確・最新の内容に保つように努め、又、安全管理の為に必要・適切な措置を講じ、従業員及び委託先を監督します。
ここに個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいい、個人情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合物であって、電子データベースの他、紳士録書籍のように特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものとして政令で定められたものをいいます。以下も同様とします。

当グループは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。又、当グループは、外国にある第三者に、個人データを提供することは致しておりません。

当グループは、当グループの運営するWebシステムへのアクセスログ及びCookie情報等に加え、特定の個人を識別できない個人関連情報についても、当該システムにおけるユーザーのサービス利用状況の確認やリターゲティング機能の活用等に用いるが、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、当該個人関連情報を第三者に提供しません。

当グループは、保有個人データに関し、法令に基づき、法令の事項を本人の知りうる状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含みます。）に置くとともに、ご本人からの開示、訂正等に応じます。

ここに保有個人データとは、当グループが開示、内容の訂正等の権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして、政令で定めるもの以外のものをいいます。

当グループは、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切な処理に取り組み、その為の体制整備に努めます。
又、当グループは、取り扱う個人情報について適正な内部点検を実施するなどして、本保護方針等の継続的な改善に努めます。

【個人情報保護法に基づく公表等の事項】
当グループが事業に関連して保有する個人情報に関し個人情報保護法により「公表等」を義務付けられている事項は、下記のとおりです。

1. 個人情報を取得する際の利用目的（法第21条第1項、第2項）
当グループが個人情報を取得する場合は、下記の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。
建築・土木の設計・監理・施工事業、不動産取引事業（仲介・代理事業、賃貸・売買・管理事業、駐車場事業を含む）、経営指導・相談・研修事業（以上に付帯する事業を含む）に関する営業、広報、コンサルティング、情報提供（当グループ・関連会社・受委託先への提供を含む）、受発注、受委託、施工その他の履行、請求・決済、市場・商品の調査・研究、以上に付帯する付帯サービスの提供。高齢者福祉・介護事業（経営指導・相談・研修事業等を含む）に関する（以上に付帯する事業を含む）営業、広報、含む）、受発注コンサルティング、情報提供（当グループ・関連会社・受委託先並びに施設利用者のご家族等へのご連絡・心身の状況説明等の提供を受委託、介護保険事務に必要な範囲で行う関係機関等への届出、資料の提出、照会への回答等その他の履行、請求・決済、市場・商品の調査・研究、以上に付帯する付帯サービスの提供。
損害保険代理事業、及び生命保険代理店事業に関する契約の勧誘、募集、締結等、当グループの求人業務。
クッキー（COOKIE）及びその他の技術（リターゲティング広告等）の利用。
2. ダイレクトメール等の中止について
当グループは、以下のとおり、当グループからの商品・サービスのご紹介または販売に関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘について、お客様からの中止のお申し出をいただいたときは、遅滞なくそれ以降のこれら営業目的での保有個人データの利用・提供を中止する措置をとります。
《中止できるもの》
当グループおよび提携先の宣伝物・印刷物等の送付等による営業案内。
ただし、催事をはじめとする各種ご案内状等への同封物や書類余白への印刷等は、中止することはできません。
《中止のための手続》
当グループ所属各社、あるいは後記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。
3. 個人データの共同利用（法第27条第5項第3号）
当グループは、次のとおり個人データを共同利用しております。
共同して利用される個人データの項目
■ 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、E-Mail アドレス、その他の基本情報
■ 職業、勤務先、家族構成、住居状況の属性に関する情報（変更が生じた場合の変更後の情報を含む）
■ 契約内容、契約関係者氏名、告知内容、事故報告その他関連情報
■ 取引上必要な、本人・資格の確認の提示を受けた運転免許証、パスポート、住民票の写し、又は記載事項証明書等により得た本人・資格確認のための情報（センシティブ情報を除く）
■ 支払い能力を調査するため、または支払い途上における支払い能力を調査するための資産、負債、収入、支出、事業の計画・実績、及び下記に掲げる共同利用先との取引状況に関する情報、又はこれらを証する書類に基づく情報
■ 決済口座等の取引内容その他の取引関連情報

共同して利用する者の範囲：当グループ所属各社
利用する者の利用目的：前記1. 記載の利用目的に同じ

当該個人データの管理について責任を有する者
神奈川県藤沢市藤沢223-2 株式会社ユーミーＣｌａｓｓ 代表取締役 浅岡 亮二

4. 保有個人データの利用目的等（法第32条1項第1号、第2号）
個人情報取扱事業者の名称等
神奈川県藤沢市藤沢223-2 株式会社ユーミーＣｌａｓｓ 代表取締役 浅岡 亮二
保有個人データの利用目的：前記1. 記載の利用目的に同じ
5. 保有個人データの開示、訂正、利用停止等の求めに応じる手続き（法第32条1項第3号、法第33条、法第34条、法第35条）
下記、当社電話番号宛にご照会ください。所定の手続・手数料等をご説明の上、開示等申出書式を郵送にてお送りいたします。
（当グループが法令等により開示等の義務を負わない場合、又、当グループ所定の手続等に則さないお求めが為された場合等には
応じかねますのでご了承下さい）
株式会社ユーミーＣｌａｓｓ TEL：0466-86-7741
受付時間：午前10：00～12：00 午後1：00～5：00 （土日、祝祭日、年末年始及び夏期休暇期間など、弊社休業日を除く）
6. クッキー（COOKIE）及びその他の技術の利用について
本ウェブサイトでは、クッキー（COOKIE）及びこれに類する技術（以下「COOKIE等」といいます。）を利用しています。
クッキー（COOKIE）とは、特定の情報をお客様等の利用する通信機器に一時的にデータとして保持させ、接続の度にそのデータを基にお客様等を識別
させる仕組みです。お客さまのWebサイト上での利便性向上、Webサイトの内容評価、Webサーバーのセキュリティ確保のため、当社ではCOOKIE等の
利用を前提としたサービスを提供しています。COOKIE等の利用を許可しない場合、当社の一部のサービスを受けられないことがあります。COOKIE等
の利用を許可するかどうかは、ウェブブラウザの設定を変更することにより無効化することが可能です。
7. 特定個人情報
個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を順守して
厳正に管理し、適切に取り扱います。
8. 保有個人データ（当グループが取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが
予定されているものを含む。以下同様。）の安全管理のために講じた措置等、又、保有個人データの取り扱いに関する苦情の
申出先等（法第32条1項第4号、施行令第10条第1、2号）

当グループが保有個人データの安全管理のため講じた下記措置の具体的内容に関するお問い合わせ、又、当グループの保有個人
データの取り扱いに関する苦情の申し出につきましては、下記弊社電話番号宛にご連絡ください。

（基本方針の策定）
個人データの適正な取扱いの確保の為、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての
基本方針を策定。

（個人データの取扱いに係る規律の整備）
個人データの取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備。

（組織的安全管理措置）
整備した取扱方法に従って、個人データが取り扱われていることを責任者が確認。
従業者から責任者に対する報告連絡体制を整備。

（人的安全管理措置）
個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施。
個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載。

（物理的安全管理措置）
個人データを取り扱うことのできる従業者、及び本人以外容易に個人データを閲覧できないような措置を実施。
個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止する為の措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め
当該機器、電子媒体 等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施。

（技術的安全管理措置）
個人データを取り扱うことのできる機器、及び当該機器を取り扱う従業者を明確化し、個人データへの不要なアクセスを防止。
個人データを取り扱う機器を外部からの不正アクセス、又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入。

株式会社ユーミーＣｌａｓｓ TEL：0466-86-7741
受付時間：午前10：00～12：00 午後1：00～5：00 （土日、祝祭日、年末年始及び夏期休暇期間など、弊社休業日を除く）

NIPPON INSURE & CO

家賃保証サービス契約書【1面】



印紙税申告納
付につき福岡
税務署承認済

保証契約日	2026年08月10日	契約番号	682991
-------	-------------	------	--------

各契約当事者は 2 面記載の契約条項を承認し本契約を締結します

賃借人(乙)	現住所	申込書記載のとおり		賃借人様が捺印して下さい
	氏名	宗像 尚郎		賃貸借契約と同じもの
私は保証委託契約に関する重要事項説明を受け、契約内容に同意・承諾の上契約を締結します。				

連帯保証人(丁)	現住所	記載不要		連帯保証人様が捺印して下さい
	氏名	記載不要		
保証の極度額		1面記載の月額賃料の6か月分相当額迄		

事業用及び法人契約の場合の財産状況の説明について

1面記載の使用目的が事業用、若しくは乙が法人の場合、丁は以下の事項について乙より説明を受け、確認した上で乙の連帯保証人になることを承諾し、捺印する。

(1) 乙の財産及び収支の状況
(2) 原賃貸借契約及び本保証サービス契約から生じる債務以外に乙が負担している債務の有無、並びにその額及び履行状況
(3) 原賃貸借契約及び本保証サービス契約から生じる債務の担保として、他にも提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

以上

賃貸人(甲)	家賃管理	☒ 賃貸人代理(管理会社) ☐ 賃貸人	
	住所	神奈川県藤沢市藤沢223-2	
	氏名	株式会社ユーミーClass	
	TEL	0466-86-7474	

使用目的	駐車場		
賃貸借 契約形態	☒ 賃貸借 ☐ 一時使用		
自 2026年08月10日 至 2028年08月09日			

賃貸物件	名 称	クレールカーサ駐車場	号 室	16
	神奈川県平塚市西八幡3-5-3 クレールカーサ駐車場			

契約内容 (月額費用)	①月額使用料	0 円	④水道光熱費	0 円	初回保証料	7,700 円
	②管理共益費	0 円	⑤その他固定費	0 円	年間保証料 / 年	0 円
	③駐車料	7,700 円	月額賃料(①~⑤)	7,700 円	月額保証料 / 月	0 円

賃料送金先	金融機関	三菱UFJ	支店名	平塚駅前支店	前家賃(受領済)	9 月分まで
	種 目	☒ 普通 ☐ 当座	口座名義人	カ) ユーミークラス		
	口座番号	0016151				

《特約条項》	《取扱店》 株式会社ユーミーClass
--------	------------------------

保証会社 (丙)	福岡県福岡市中央区天神 2 丁目 14-2 福岡証券ビル 6F TEL092-726-1080 FAX092-726-1082	ニッポンインシュア株式会社
-------------	--	---------------

家賃保証サービス契約書【2面】

貸貸人(以下「甲」という)、賃借人(以下「乙」という)、連帯保証人(以下「丁」という)とニッポンインシュア株式会社(以下「丙」という)とは、甲と乙の間で締結された、1面記載の賃貸物件(以下「本物件」という)のコンテナまたは専用駐車場の一時使用契約・賃貸借契約(以下「原契約」という)に関し、次のとおり保証契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(保証委託)

乙は丙に対し、原契約に基づき乙が甲に対して負担する債務に関し、次条以下の定めに従い保証を委託し丙はこれを受託した。

第2条(保証委託料)

- 乙は丙に対し、保証委託料として、1面記載の金額を本契約締結時に支払う。
- 原契約の期間満了前日終了した場合であっても、乙は、前項より支払った保証料の返還を請求しないことを予め承諾する。

第3条(保証期間)

- 本契約に基づく保証の効力は、丙が本契約に基づく初回保証料を受領し、本契約書原本を受領した時点で発生する。
- 本契約に基づき、丙が保証を行う期間中、原契約の開始日から乙が本物件の明渡しを完了した日までとする。
- 本契約における明渡しは、以下のいずれかの条件を満たしたときとする。
 - (1)本物件の鍵が甲に返却されたとき、または本物件の室内に鍵が入れられたとき。
 - (2)乙が月額賃料を乙が月相当額以上滞納し、かつ、丙が本物件内で乙の存在を確認できず、丙へ事前に届け付けた連絡先へ15日以上連絡がつかない等、電気・ガス・水道の使用状況や郵便物の状況を踏まえて、乙が本物件において通常の生活を営んでおらず、原契約を解約する意思表示を示したと認められるとき、このとき、甲丙合意のうえ、明渡しがあったものと取り扱うことができる。

第4条(保証範囲)

- 原契約に基づき乙が負担する債務のうち、丙が甲に対し連帯して保証する債務の範囲は下記のとおりとする。
 - (1)月額使用料または月額駐車場料
 - (2)原契約の解除後、明渡しまでの間の月額使用料または月額駐車場料相当損害金
 - (3)①及び②に基づく丙の保証債務は月額使用料または月額駐車場料等合計の6か月分に相当する金額を上限とする。
- 前項の①の、丙は甲に対し、本物件の明渡しを求める訴訟に要した費用を保証する。ただし、本項の保証は実費精算とし、駐車場に車輛が放置されている場合に限る。

第5条(免責事項)

- 丙が乙の債務については、特に本契約に付随して特約等の定めがない限り甲に対して保証する責を負わない。
- (1)月額使用料または月額駐車場料等の遅延損害金
- (2)早期解約における違約金
- (3)解約予告通知義務違反の場合における違約金
- (4)設置物撤去費用
- (5)戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害
- (6)火災、ガス爆発、自殺等乙の故意・過失によって生じた損害
- (7)乙が甲の承諾無く鍵を交換した場合の開錠費用・鍵交換費用
- 2 次 各号のいずれかの事由がある場合には、丙は甲に対して下記の範囲で保証債務履行の責を負わない。
 - (1)原契約が明らかに丙が承認した内容と異なる内容であるとき、この場合、丙は本契約に基づく保証債務全部について履行の責を負わない。
 - (2)甲が丙に対する第8条1項の通知を怠ったとき、この場合、丙は当該通知を怠った滞納月額使用料または月額駐車場料に関わる保証債務について履行の責を負わない。
 - (3)甲が乙に対する第8条2項の解除の通知を丙による要求がされた日から1か月以内に行わなかったとき、この場合、丙は丙による要求がなされた日から1か月を経過した日以降に生じる本保証債務全部について履行の責を負わない。
 - (4)甲が丙の要求にのみ応ずる、第8条2項の協力を怠ったとき、この場合、丙はかかる協力がなかったことにより拡大した保証債務全部について履行の責を負わない。
 - (5)乙が死亡したとき、この場合、乙の死亡日に保証期間が終了し、死亡日までの日割賃料を除き、丙は本契約に基づくすべての債務について保証の責を負わない。
 - (6)本契約は賃貸人(役員を含む)が連帯したとき、丙は本契約を解除できる。
 - (7)保証債務の締結後に丙が関係する各号のいずれかの事由があるときは、甲は丙に対し保証債務の履行として丙から受領した金額のうち前項の各号に基づき丙が保証債務の履行の責を負った金額を丙へ返金しなければならない。
 - 4 甲乙間において前項の支払い・義務につき争いが生じた場合、甲は当該争いを自己の責任をもって解決することとし、丙は争いを解決するまで保証債務の履行を停止する。
 - 5 前項の争いを解決し、乙の甲に対する賃料または義務の存在が明らかになった場合、丙は停止していた保証債務を義務の存在が明らかにならな範囲で履行する。

第6条(義務の違反による契約の解除)

賃貸人が本契約に定める各条項の義務に違反し、丙よりは是正通知がなされたにもかかわらず、義務違反が是正されなかった場合、丙は本契約を解除できる。この場合、丙は賃貸人に対し発生した損害の賠償を請求することができる。

第7条(敷金の充当)

乙は、本契約に基づく乙の丙に対する債務を担保するため、原契約に基づく乙の甲に対する敷金返還請求権を丙に譲渡し、甲はこれを承諾する。甲は、丙から請求があった場合には、原契約に基づいて甲が乙から支払いを受けていた債務額を相殺した後に、甲は乙に返還すべき敷金を甲に返還する。

第8条(甲の義務)

- 甲は乙に使用料または駐車場料の滞納が生じた場合、当該賃料支払日の属する月の翌末日までに丙に対しその旨を通知しなければならない。
- 乙が本契約に基づく使用料または駐車場料を6か月分以上支払を遅延し、丙が要請した場合には、甲は速やかに、乙に対し配賦証明付内容証明郵便をもって、原契約を解除する旨の通知しなければならない。
- 本条1項において前項の通知をした場合には、通知を発送した日から3日以内に丙に対しその旨を通知しなければならない。
- 本条1項の①の③までであり、甲は、保証債務が拡大することを防止するため、丙の要請に従って合理的な協力を行う義務を負う。
- 5 甲または賃貸人は、乙の月額賃料につき丙が保証債務の履行の責を負った金額を丙へ返金しなければならない。
- 6 甲以下の場合には、直ちに変更内容を丙に通知しなければならない。
- (1)原契約が変更されたとき。(2)本物件の管理者の変更等本物件の管理状況の著しい変更があったとき。
- (3)その他、本契約締結に際し、甲が丙に提供した情報に変更があったとき。

第9条(保証委託申込書及び原契約の変更の届出)

本契約締結後、保証委託申込書または原契約の記載内容に変更が生じたとき、原契約が終了となったときは、甲または乙は丙に対し、速やかにその内容変更を届けなければならない。

第10条(保証債務の履行)

- 乙が原契約に基づき負担する債務の履行の全部又は一部を滞滞するため、丙が甲から保証債務の履行を求められたときは、丙は、乙に対して事前の通知をすることなく代位弁済することとする。
- 丙が甲に保証債務を履行したときは、乙は丙に対して次の各号に定める金額を直ちに支払うなければならない。
 - (1)代位弁済額に引き、2,000円(税込)の事務手数料
 - (2)代位弁済した日の翌日から、代位弁済額に対して、支払済済に至るまで年4.6%の割合による遅延損害金
- (4)丙の乙に対する求償権実行又は保全に要した費用
- 3 乙が原契約に基づき甲に負担すべき債務を履行しないことにつき正当な事由がある場合は、乙は丙に月額賃料の支払期日の前日までにその事由を通知しなければならない。

第11条(代位弁済の時期)

丙の甲に対する保証債務の履行時期は次のとおりとする。

- 第4条1項(1)②に定める債務については、第8条1項の通知を受けた日から4営業日後、ただし、収納代行の場合は引落日の属する月の末日まで。
- 第4条2項に定める債務については、支払日発生時。

第12条(支払の充当)

乙が、丙に弁済した金員が、支払期日の到来した債務全部を消滅させるに足りないときは、丙はこれを、事務手数料、保証料、遅延損害金、代位弁済金、の順に支払日の古いものから充当し、乙はこれに同意を述べない。

第13条(代位弁済の効果)

- 丙が、本契約に基づき甲に代位弁済した月数について、原契約における延滞月とみなし、代位弁済月数の合計が原契約所定の延滞月数を超えた場合には、原契約の解除事由となる。
- 丙が、本契約に基づき甲に代位弁済した額について、乙に求償金の支払いを求める場合は、原契約における延滞賃料についての甲から乙への催告とみなす。

第14条(事前求償)

- 乙が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、丙は保証債務の履行前であっても乙に対し事前に求償権を行使することができる。
 - (1)乙の甲への債務(但し、第4条1項に定める債務に限る)が弁済期にあるとき。
 - (2)乙が、破産手続開始決定を受け、かつ、丙がその破産管財人の配当に加入しないとき。
- 2 前項(1)丙が乙に対し求償権を行使する場合は、乙は民法第461条(主たる債務者が保証人に対して償還をする場合)に基づく抗弁権をあらかじめ放棄する。ただし、丙が事前求償権を行使する場合、乙は甲に弁済することができ、その弁済がなされた場合はこれに対応する事前求償は消滅する。

第15条(求償の方法)

- 丙は自己が履行した保証債務にかかる求償権を行う場合または事前求償権を行使する場合は、法令上認められている場合や乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、以下の方法を行うことができる。
 - (1)乙において月額使用料の滞納が生じたときに、乙に対し、電報、電話、訪問、差置、封書により通知等相当の手段により支払いを行なう督促を行なうこと。
 - (2)乙があらかじめ指定した緊急連絡先その他の関係者へ連絡すること。
- 2 解除その他の理由により原契約が終了した後10日を経過しても乙が本物件の明渡しを完了しないときは、乙は本物件に残置された動産額の所有権を放棄し、丙が当該動産額を即時に搬出、運搬、処分すること、また、保管することにより何ら意義を申し出ない。

第16条(再委託)

丙は、本契約に基づき受託又は受権された事務の全部又は一部が丙が任意に選定する第三者に再委託することができる。

第17条(債権譲渡)

乙は本契約に基づき丙が取得する求償権を丙が任意に選定した会社と譲渡することを予め承諾する。

第18条(連帯保証人)

- 1 本契約の連帯保証人(以下「丁」という)は、本契約の各条項を承認のうえ、丙に対し、乙が本契約に基づき丙に負担する一切の債務について、乙連帯して保証する事を約し、また丙はこれ承諾した。
- 2 乙は月額使用料または月額駐車場料等の支払いを6か月以上怠り、また度々遅延し、賃貸人の催告によってもその支払いをしないときなど乙に債務不履行が生じている場合は、丁に対し、本物件を明渡し権限及び本物件に残置された動産額の搬出・運搬・保管・処分を行う権限を委任する。
- 3 丁は、丙の請求がある場合、前項により乙から授与された権限を速やかに行使しなければならない。
- 4 丁が原契約上の連帯保証人として、丙に連帯して保証する場合は、丙丁間の求償権限は以下のとおりとする。
 - (1)丙が本契約に基づく保証債務を履行した場合、丙は丁に対して当該債務保証金額を求償することができる。
 - (2)丁が原契約に基づく保証債務を履行した場合、丁は丙に対して何ら求償することができない。
 - 5 丁が連帯保証人としての能力を喪失した場合、又はその能力に著しい変動が生じた場合、乙は、ただちに丙に乙の旨を通知するとともに、丙の同意を得た連帯保証人を立てなければならない。
 - 6 丁は丙による個人情報の取扱いについて、別途「個人情報の取扱いに関する条項」に同意する。
 - 7 丁の丙に対する保証の限度額は、1面記載の月額賃料の6か月分相当額を限度とする。
- 8 民法465条の4第1項所定の事由により丁の極度額が確定した場合、乙は丙に対し新たに丙の承諾を得た連帯保証人を付さなければならない。
- 9 丁が乙に代わり指入や口座振替の方法により、支払約定日まで月額賃料等を滞滞なく支払いをした場合は乙による支払いであり丁による保証債務の履行とみなさない。

第19条(コンテナの立ち入り)

- 1 契約上の紛争が生じた場合、丙の本社または支店所在地を管轄する地方または簡易裁判所を管轄裁判所とする。
- 2 甲が乙に対し原契約違反を理由とする明渡し請求訴訟その他の法的手続をとった場合、丙が負担した、その手続費用(弁護士費用を含む)については、乙は丙に対し、その負担額を償還しなければならない。

第20条(遵守事項)

- 1 乙は、原契約の各条項を厳密に遵守しなければならない。
- 2 原契約が債務不履行解除、合意解除若しくは期間満了により終了した場合、乙は甲に対し、本物件を速やかに明渡ししなければならない。

第21条(合意管轄等)

- 1 契約上の紛争が生じた場合、丙の本社または支店所在地を管轄する地方または簡易裁判所を管轄裁判所とする。
- 2 甲が乙に対し原契約違反を理由とする明渡し請求訴訟その他の法的手続をとった場合、丙が負担した、その手続費用(弁護士費用を含む)については、乙は丙に対し、その負担額を償還しなければならない。

第22条(協議事項)

本契約に定めのない事項については、乙及び丙は関係法規及び慣習等に従い誠意をもって協議のうえ処理する。

第23条(個人情報の第三者への提供)

乙及び丁は、個人情報の丙が取扱い個人情報の利用目的の範囲を、法令に従い賃貸人、管理会社、保険会社、かんたんなサービス会社、緊急連絡先若しくは同居人等の関係者、又はその他いかなるべき第三者へ提供すること同意する。

第24条(信用情報機関への登録と利用)

乙及び丁は、本契約に関する客観的な取引事実が丙及び丙が加盟する信用情報機関に登録され、当該信用情報機関の加盟会員が、自己の取引上の判断のために利用すること同意する。

第25条(反社会的勢力の排除)

- 1 甲乙及び丁は、丙に対し、次の各号の事項を確認する。
 - 1 自らまたは目下の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者)を、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった者が5年を経過した者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等組織若しくは暴力団員及び暴力団関係者その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと並びに②及び③のいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当せず、関係しないこと。
 - 1 自己若しくは関係者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係者有すること。
 - 2 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係者有すること。
 - 2 反社会的勢力に自己の主義を利用させ、本契約の締結をするものでないこと。
 - 3 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - (1)脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - (2)風説を流布し、偽計または威力を用いて甲または丙の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
 - (3)暴力又は脅迫を用い、何らかの責任を転嫁した不当な要求行為。
 - (4)その他いかなるかみでに準ずる行為
- 2 甲乙及び丁は、本契約に際し、自己が本条1項に掲げる者から本条3項各号のいずれかに該当する行為を受け、又は受けるおそれがあるときは、相手方に直ちに報告を行うとともに、警察に通報し、警察の捜査に協力するものとする。

第26条(確約解除による契約の解除)

- 1 甲乙及び丁について、次のいずれかに該当した場合には、丙は何らの催告もせずして、本契約を解除することができる。
 - 1 前条の確約に反する事実が明らかとなったとき。
 - 2 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
- 3 丙は、前項の規定により本契約を解除したところ相手方に損害が生じても、相手方に対して何ら責を負わないものとする。
- 4 甲乙及び丁は、本条1項の規定により丙が本契約を解除した場合、丙が受けた損害の一切について賠償の責を負うものとする。

第27条(収納代行業務の委託)

- 1 甲(または本物件の管理会社)及び丙が合意した場合、甲は丙または丙の指定する金融機関に対し、月額賃料の収納代行業務を委託することができる。
- 2 本契約が月額保証料が発生するプランでの契約の場合、甲は丙に対して月額賃料の収納代行業務を委託するものとする。
- 3 前項の場合において管理統管等何らかの事情により、丙が収納代行業務を委託されなくなった場合、本契約は解約されたものとみなし、丙は以降の保証の責を負わない。

第28条(倉庫に関する特約)

原契約が倉庫の利用契約(「倉庫」とは、人が常駐しない倉庫であって、事務所としての利用を伴わないものをいう)である場合、本契約に基づく保証は以下のとおりとする。

- 1 丙は甲に対し、月額賃料の6か月分相当額を保証金額の上限として保証する。
- 2 乙が破産申立てを行った場合、会社更生もしくは民事再生手続の申立てを行った場合または解散(法令による解散を含む)の手続きを開始した場合、申立ての月(解散の場合は手続を開始した月)をもって保証が終了し、丙は、翌月以降に生じる一切の債務について保証の責を負わない。
- 3 丙は甲に対し、倉庫内の設置動産の撤去費用を保証しない。

第29条(取扱会社に関する特約)

本契約が月額保証料の発生する契約である場合、1面に記載された甲の集金管理業務が終了又は第三者へ移行されたときから、本契約は効力を失う。但し、甲及び丙と集金管理業務が移行された管理会社等との間で本契約継続の合意等がなされた場合にはこの限りではない。

<収納代行事務委託契約>

貸貸人(以下「乙」という)、ニッポンインシュア株式会社(以下「丙」という)は、賃貸人(以下「甲」という)と乙の間で締結された、1面記載の賃貸物件(以下「本物件」という)の賃貸借契約または一時使用契約(以下「原契約」という)に関し、本契約第27条の合意があった場合、甲に代わり丙が乙に対し、集金業務を行うことを承諾する。

第2条(月額賃料等の収納代行)

前条により丙が集金事務を行う場合、乙は、丙に提出した預金口座振替依頼書に記載した口座から原契約に基づいて乙が支払うべき使用料及び駐車場料その他毎月定期的に支払われる費用のうち、1面記載の金員(以下総称して「月額賃料」という)を丙が収納代行することを承諾する。

第3条(引落時期)

丙は、第1条により集金事務を行う場合、毎月27日(27日が休業日の場合翌営業日)に1面記載の月額賃料等及び変動費を引落すことにより収納代行するものとする。

第4条(引落手数料)

本契約に基づく集金代行に係る引落手数料は、乙の負担とする。

賃貸人署名捺印欄

印

賃借人署名捺印欄

印

連帯保証人署名捺印欄

印

家賃引落とし口座 インターネット登録のご案内

この度は弊社の保証サービスをご利用頂き誠にありがとうございます。

ニッポンインシュアでは、入居者様に少しでも快適に新居を満喫頂けるよう、ウェブサイトでの家賃引落とし口座登録を受け付けております。これにより、印鑑レスでネット環境があれば、スマホでも簡単に登録が行えますので、**契約日までに必ずご登録をお願い致します。**

※ご登録がない場合は、引き落としができませんので必ずご登録をお願い致します。

※ご登録がない場合は、振込願いのご通知をお送りさせていただきます。

家賃引落とし口座登録方法

STEP
1

ウェブサイトへアクセス

<https://www.nipponinsure.jp/payment/>

上記のURLから、またはQRコード読み込み機能付きスマートフォンをお持ちの方は右記のQRコードを読み込むと簡単にアクセスできます。



STEP
2

お客様の基本情報入力

- ・お申込み番号（7桁以内）
- ・ご契約者様氏名（読み仮名含む）
- ・生年月日
- …を入力頂き、「確認」ボタンを押して下さい。

※ご入力前に、「個人情報保護方針」をご確認下さい
※お手続きは必ず、口座名義人ご本人がお手続きしてください
※ご利用対象は、当社の保証サービスをご利用頂くにあたり保証審査承認がなされた方に限ります

STEP
3

金融機関選択・口座情報登録

金融機関のウェブサイトへ移動しますので引落としされる金融機関と口座情報を登録頂きます。

- ※一部、ご利用いただけない金融機関がございます。
- ※ご家族様（2親等以内）の口座からの引落としにも対応いたしております
- ※全国の金融機関（ゆうちょ銀行含む）の普通預金口座をご利用いただけます

STEP
4

各金融機関サイトでの手続き

各金融機関サイトの案内に従って登録をお願いいたします。

- ※金融機関によって預金通帳が必要な場合がございます。
- ※みずほ銀行をご指定のお客様は通常より引落開始までお時間を頂戴いたします。
- ※ネット銀行等一部金融機関様において手続き完了後金融機関様の承認手続きが必要な場合がございますのでご注意ください。

貸料保証サービス契約書【印刷】

借主氏名	0000年00月00日	契約番号	1234567
------	-------------	------	---------

※「保証サービス契約書」上部記載の契約番号を入力して下さい（7桁以内）

▼入力画面

NIPPON INSURE & CO

登録フォーム

お申込み番号 * 1234567

ご契約者様（氏名） * 福岡太郎
記入例：福岡太郎

ご契約者様（氏名カナ） * フクオカタク
記入例：フクオカタク

生年月日 19890101
記入例：19890101

確認する

お問合せ先

ニッポンインシュア株式会社

【受付時間】午前10:00～午後5:00（日・祝除く）

TEL.0570-05-1080

20240207

発行日 2026年08月06日

〒254-0036
神奈川県平塚市宮松町12-18-432

株式会社ユーミーClass
〒251-0052
神奈川県藤沢市藤沢223-2

宗像 尚郎 様

TEL : 0120-86-7743
登録番号: T1021001030875

契約金請求書

物件名	クレール カーサ駐車場			部屋番号	P016	
御契約者様	宗像 尚郎(ムナカタ ヒサオ)様			契約日	2026年08月10日	
項目	本体金額		消費税(10%)	合計金額	備考	
駐車料	8月分	日割	4,967 円	496 円	5,463 円	(22/31日分)
	9月分		7,000 円	700 円	7,700 円	
敷金	0ヶ月分		0 円	0 円	0 円	
礼金	0ヶ月分		0 円	0 円	0 円	
保証金	0ヶ月分		0 円	0 円	0 円	
初回保証委託料			7,700 円	0 円	7,700 円	
車庫証明代			3,000 円	300 円	3,300 円	
申込金			▲ 0 円	▲ 0 円	▲ 0 円	
合計			22,667 円	1,496 円	24,163 円	

備考	御請求金額	24,163 円
	振込期日	2026年08月07日

必要書類	書類名	契約者	入居者	保証人	書類名	契約者	入居者	保証人

※振込手数料はお客様負担となります。

銀行	三菱UFJ	支店	平塚駅前
口座種別	普通	口座番号	0016164
フリガナ	カユーミークラス		
名義人	(株)ユーミーClass 【契約金・その他入金口座】		

完了証明書

エンベロープID: 80A2A833-0CE7-8880-8216-439DEF7216F3

件名: DocuSignで送信:契約開始日2026.08.10【014 : クレール カーサ駐車場 P016】契約書

ソースエンベロープ:

文書ページ数: 13

証明書ページ数: 2

自動ナビゲーション: 有効

エンベロープIDスタンプ: 有効

タイムゾーン: (UTC+09:00) 大阪、札幌、東京

ステータス: 完了

署名: 0

イニシャル: 0

印鑑: 7

エンベロープ差出人:

福岡事務センター

ml-ymcs-fkj@forworks.co.jp

IPアドレス: 203.135.240.41

レコードの追跡

ステータス: オリジナル

保持者: 福岡事務センター

場所: DocuSign

2026/08/05 10:52:41

ml-ymcs-fkj@forworks.co.jp

署名者イベント	署名	タイムスタンプ
---------	----	---------

四之宮エリアセンター	署名 	送信: 2026/08/06 9:45:07
cl_shinomiya@ymlg.jp		表示: 2026/08/06 10:48:06
セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)		署名: 2026/08/06 10:48:51

使用IPアドレス: 118.243.126.235

電子記録および電子署名の開示条件:
DocuSignで設定されていません

宗像 尚郎 様	署名  	送信: 2026/08/06 10:48:55
public_mail@hmuna.com		表示: 2026/08/06 10:54:01
セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)		署名: 2026/08/06 11:16:18

使用IPアドレス: 27.110.16.233

電子記録および電子署名の開示条件:
DocuSignで設定されていません

同席署名者イベント	署名	タイムスタンプ
-----------	----	---------

編集者配信イベント	ステータス	タイムスタンプ
-----------	-------	---------

代理人配信イベント	ステータス	タイムスタンプ
-----------	-------	---------

仲介者配信イベント	ステータス	タイムスタンプ
-----------	-------	---------

証明書付き配信イベント	ステータス	タイムスタンプ
-------------	-------	---------

カーボンコピーイベント	ステータス	タイムスタンプ
-------------	-------	---------

カーボンコピーイベント	ステータス	タイムスタンプ
ニッポンインシュア keiyakusho@nipponinsure.jp Adminシステム管理者 セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし) 電子記録および電子署名の開示条件: DocuSignで設定されていません	コピー済み	送信: 2026/08/06 11:16:22
湘南賃貸保証 s180049@ymlg.jp セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし) 電子記録および電子署名の開示条件: DocuSignで設定されていません	コピー済み	送信: 2026/08/06 11:16:23
四之宮エリアセンター cl_shinomiya@ymlg.jp セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし) 電子記録および電子署名の開示条件: DocuSignで設定されていません	コピー済み	送信: 2026/08/06 11:16:24
福岡事務センター ml-ymcs-fkj@forworks.co.jp セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし) 電子記録および電子署名の開示条件: DocuSignで設定されていません	コピー済み	送信: 2026/08/06 11:16:25 再送信: 2026/08/06 11:16:36

立会人イベント	署名	タイムスタンプ
公証人イベント	署名	タイムスタンプ
エンベロープ概要イベント	ステータス	タイムスタンプ
エンベロープの送信	ハッシュ/暗号化済み	2026/08/06 9:45:08
証明書付き配信	セキュリティ確認済み	2026/08/06 10:54:01
署名の完了	セキュリティ確認済み	2026/08/06 11:16:18
完了	セキュリティ確認済み	2026/08/06 11:16:25
支払いイベント	ステータス	タイムスタンプ